

堺市禁煙取組優良施設ステッカー交付要領

1. 目的

この要領は、屋内全面禁煙（屋内に喫煙器具、設備等を設けていない。）に取り組む飲食店等（健康増進法第28条第6号に規定する第2種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる施設をいう。以下同じ。）に対し、禁煙取組優良施設ステッカー（以下「ステッカー」という。）を交付することにより、望まない受動喫煙を防止し、市民自らが選択して受動喫煙の害から身を守ることができる環境の整備を推進していくことを目的とする。

2. 交付対象

ステッカーの交付対象は、屋内全面禁煙に取り組む、堺市内の飲食店等とする。

3. 交付手続

ステッカーの交付を希望する施設は、禁煙取組優良施設ステッカー交付申請書（様式1）を堺市に提出しなければならない。この場合において、当該施設は、交付後に堺市ホームページ等に禁煙に取り組む施設である旨の掲載について、同意するものとする。

4. 交付後の遵守事項

ステッカーの交付を受けた施設は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付されたステッカーを、当該施設の主たる出入口の見やすい箇所に掲示すること。
- (2) 交付されたステッカーを第三者に貸与し、又は譲渡しないこと。
- (3) 当該施設が廃業したとき又は屋内に喫煙器具・設備等を設けたときは、既に交付しているステッカーを速やかに破棄すること。

5. 費用

ステッカーの交付にかかる費用は市が負担する。

6. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、交付の日から施行する。

附則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。